

こども・若者からの政策提案制度傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) ワークショップの傍聴を希望する方は、事前に申込みをしてください。
- (2) 傍聴の申込み受付は、先着順とし、定員 10 名になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、ワークショップ開始予定時刻の 5 分前までに会場の傍聴受付で氏名、住所、電話番号を記入し、職員の指示に従ってワークショップの会場に入室してください。
- (4) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則としてワークショップ開催日の 5 日前（土・日・祝日を除く）までにこども・若者政策課までお申出ください。
※電話、メール、FAX 等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 ワークショップを傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) ワークショップ開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、ワークショップを妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) その他会場の秩序を乱し、ワークショップの支障となる行為をしないこと。

3 ワークショップの秩序の維持

- (1) 傍聴者は、ワークショップを傍聴する場合は、職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者がワークショップを傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。